



**日本政策金融公庫との
「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について**

2026年2月13日
株式会社 十六銀行

十六フィナンシャルグループの株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、株式会社日本政策金融公庫岐阜支店（支店長 落合 隆一、以下「日本公庫」といいます。）と、「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

本覚書は、近年頻発・激甚化している自然災害、感染症の発生、サイバー攻撃といった多様なリスクに対し、平時から連携方針を定めておくものです。これにより、危機発生時においても、地域事業者への「切れ目ない金融サービス」の提供を可能にし、迅速な事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整えます。

当行および日本公庫は、本連携を通じて双方の金融支援機能を最大限に發揮し、迅速な資金繰り支援や被災情報の共有等を行うことで、地域経済のレジリエンス向上に努めてまいります。

記

1. 締結日

2026年2月13日（金）

2. 内容

- (1) 各々の金融支援機能を發揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- (2) コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介
- (3) 地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- (4) その他危機事象発生時に必要となる連携

以 上

【ご照会先：十六フィナンシャルグループ（広報） TEL 058-266-2511】